

よこはま

くらしナビ

navi

横浜市消費生活総合センター

トピックス (主な内容)

- 消費生活相談関連情報：P 1
貴金属等の買い取りサービスにご注意
- 特集記事：P 2
金融商品トラブルに巻き込まれないために ③「ご注意！銀行や証券会社の金融商品」
- 地域情報：P 3
港北区推進員が廃油からせっけんづくり

消費生活相談関連情報

金やプラチナなど
貴金属等の“買い取りサービス”
にご注意!

平成23年度4月～9月末までに、横浜市消費生活総合センター（以下、「センター」という。）に寄せられた相談のうち、金やプラチナなど貴金属等の“買い取りサービス”に関する相談が49件ありました。前年度の同期間の件数が9件でしたので、5倍以上も急増しています。

相談事例

自宅に業者が訪れ、「金や銀製品などの買い取りをしている。不要なアクセサリーがあったら見せてほしい。見せてくれるだけでいいから」と、しつこく粘られた。銀の指輪とネックレスを見せたところ、「これにサインをしてください」と言われ、出された書面に住所、氏名、健康保険証の番号を書いてしまった。その後、指輪やネックレスの重さを量ることもなく、13,000円を渡された。取り戻そうとは思わないが、価格の決め方など不審な業者だった。

契約書や名刺を渡されなかったため、業者の連絡先などはわからない。
(60歳代・女性)



センターからのアドバイス!

金やプラチナなどの貴金属等の価格の高騰を背景にして、チラシ広告やスーパーの店頭などでも“買い取りサービス”を見かけるようになりました。センターには、自宅に訪問された“買い取りサービス”に関する相談が増加しています。断っても帰らないといった強引なものや、解約したいと言っても、「解約はできないと契約書に明記してある」「既に溶かしてしまった」「転売してしまった」など、取り戻すことが困難なケースが目立ちます。

相談事例のように、“買い取りサービス”は訪問販売に似ていますが、消費者が品物を購入するのではなく、販売する立場になるため、特定商取引法に定められたクーリング・オフ（消費者が契約した日から8日以内であれば無条件解約できる制度）などの適用は受けません。

また、“買い取りサービス”は古物営業法により、公安委員会の許可が必要で、売買の際に買い主（業者）は売り主（消費者）の住所、氏名、職業、年齢を確認することが義務付けられているため、これらの個人情報に提供することになります。

これらを相談者に情報提供するとともに、個人情報を悪用された場合は、すぐセンターへ相談するよう助言しました。強引な勧誘に、くれぐれもご注意ください。

なお、全国的にトラブルが発生していることから、業者には買い取った貴金属等をすぐに転売しない、一定の期間は溶解しない、クーリング・オフを適用するなどの一定のルールが求められており、消費者庁等で法律の改正などの検討がされています。

③ 「ご注意！銀行や証券会社の金融商品」 弁護士 石戸谷 豊

前回の「未公開株や社債の詐欺商法」は、株や社債について知識がない方々が詐欺師の集団に騙されているものでした。では、有名な銀行や証券会社の勧める金融商品なら安心でしょうか。また、東日本大震災や欧州金融危機では、株価の大幅な下落や急激な円高が起りましたが、勧められた金融商品に大きな損失が生じていないでしょうか。そこで、3回シリーズの最後となる今号では、新種の投資信託や債券のケースを取り上げます。

金融規制の緩和で複雑な商品が解禁

金融規制の緩和で、複雑でリスクの高い商品が一般向けに広く勧誘されて売られています。しかも、ややこしいことに、一見すると安全そうに見えて、実はリスクが高い投資信託や債券が、広く勧誘されています。説明が不十分なため、リスクを誤解して買ってしまい、大きな損失を被って被害者が損害賠償の裁判を起こすケースが多くなっており、最近判決が相次いでいます。そこで、今回はこうした商品を取り上げてみましょう。

株価の変動で元本保証の条件がはずれる ノックイン型投資信託

ノックイン型投資信託は、元本が確保されるように設計されていますが、その場合でも日経平均株価が一定水準（例えば35%）以上下がると、元本確保の条件が外れてしまいます。これをノックインと言うことから、ノックイン型投資信託と呼ばれています。

元本割れの恐れがある商品ですので、安全な商品を望む人には向きません。

ところが、「リスク限定型」などと呼ばれている投資信託を勧誘されると、なんとなく安心できる商品というイメージになってしまいますが、株価の下落に応じて元本割れが大きくなります。このようなものを、「そんなに値下がりすることはまずないですよ」などと勧誘されると、安全な商品と誤解して買ってしまうということになりがちです。

株未経験の高齢者に 危険性を説明せず勧誘した銀行

Aさんは、79歳の一人暮らしでしたが、株取引の経験はなく、I銀行に預金していました。ある日、I銀行の行員が訪問してきて、ノックイン型投資信託を勧誘するので、商品性をよく理解しないまま買うことになりました。この投資信託は、日経平均株価が35%以上値下がりしない場合は元本が確保されますが、それを超える値下がりがあった場合には元本割れになるものでした。判決は、この勧誘を説明義務違反などとして損害賠償請求を認めました。〈大阪地裁／平成22年8月26日判決（銀行の勧誘）〉

銀行の子会社（証券会社）が高齢者に勧誘

Bさんは、81歳の一人暮らしで、S銀行に預金してい

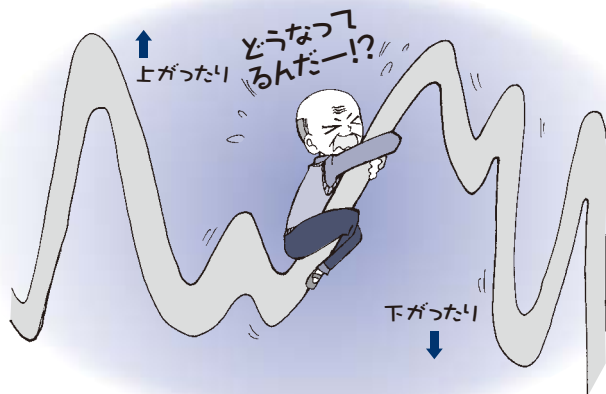
ました。Bさんは、S銀行に紹介され、S銀行の子会社のS証券に口座を開きました。するとS証券の外務員が訪問してきて、ノックイン型の投資信託を勧誘しました。Bさんは、その翌日に脳梗塞で倒れ、入院しました。その後、大幅な元本割れの損失が生じたことから、Bさんの息子が後見人になって裁判となりました。裁判では、Bさんが脳梗塞で倒れる前に購入手続きをしたののかも争われましたが、判決はBさんが本件投資信託の商品性をよく理解しないまま契約したと認定して、説明義務違反による損害賠償責任を認めました。〈東京地裁／平成23年2月28日判決（銀行子会社の証券会社の勧誘）〉

銀行や証券会社が勧誘する ノックイン債*（仕組債）は特殊で難解

Cさんは、70歳の専業主婦で、預金していたM銀行の行員の訪問を受け、債券を買うように勧誘を受けました。この債券は、普通社債とは大きな違いがある日経平均連動債という仕組債で、日経平均が50%以上下落すると下落に応じて元本割れが生じるというものです。ノックインすると元本割れするという点ではノックイン型投資信託と同じですが、ノックイン債は債券の一種です。

銀行が販売する債券ではありますが、普通の債券とはまったく違う特殊な債券ですので、詳細な説明がないと商品性を理解できません。大幅な元本割れが生じて裁判となり、判決は説明義務違反などで損害賠償請求を認めました。〈東京地裁／平成22年9月30日判決（銀行の勧誘）〉

*ノックイン債は仕組債とも呼ばれ、一定期間中の日経平均株価の終値によって償還価格が決定される債券。



危険性の高い仕組債は元本が0になることも

ゼロ

Dさんは会社経営者ですが、M証券から仕組債の勧誘を受けました。この仕組債は、東京証券取引所のマザーズ指数（マザーズという新興市場の株価指数）が当初から45%以上下落すると元本割れとなり、しかも50%下落すると元本がゼロになるというリスクの高いものです。この判決は、M証券の説明が不十分だったと認定しましたが、Dさんも不注意だったとして、損害の3割だけの賠償を認めました。（東京高裁／平成23年10月19日判決（証券会社））



“銀行は安心だ”というイメージが誤解を招くことにも…

このほか、銀行では定期預金でありながら、決められた水準より円高になると元本割れする仕組預金なども売られています。

また、銀行では保険も扱っており、個人年金保険の勧誘では、以前から、預金の一種と誤解させてしまうような説明によるトラブルが高齢者に多くあります。

このように、有名な銀行とか証券会社の勧める商品だから安心だというイメージは、間違っています。特に、銀行は信用できると考えていると、商品のリスクを誤解して契約しがちですので要注意です。金融商品トラブルに巻き込まれないように、くれぐれもご注意ください。

筆者プロフィール 石戸谷 豊（いしとや ゆたか） 弁護士・横浜弁護士会

1976年弁護士登録。日本弁護士連合会で消費者問題対策委員会委員長、消費者行政一元化推進本部事務局長等を経て、現在、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員、（独）国民生活センター判例情報評価委員会委員、金融庁金融トラブル連絡調整協議会委員。主な共著に「新・金融商品取引法ハンドブック」「特定商取引法ハンドブック」等多数。

商品テスト室情報

人工皮革・合成皮革製品を長く楽しむために

本革の風合いに似せた人工皮革や合成皮革のコートやジャケットなどの衣類が多く出回るようになりました。これらの製品の多くには「ポリウレタン樹脂」という素材が用いられています。一般に衣料品に使われているポリウレタンは経年劣化しやすく、耐久性は3年程度と言われていています。

着用して2～3年経った製品は、クリーニングや着用による摩擦で、コーティングの剥がれや破れなどが起こりやすくなります。少しでも長く人工皮革や合成皮革製品を楽しむため、次のポイントに注意しましょう。

<お手入れと保管のポイント>

- ①雨などで濡れたときは、乾いたタオルで水気を拭き、陰干しで乾燥させる。
- ②直射日光が当たる場所や高温多湿の場所で長時間放置しない。
- ③年に数回は風通しのよいところで干す。
- ④折りたたむなどして生地を密着させたり、ビニール袋に入れたまま保管しない。



地域情報

【港北区】

廃油から汚れ落ちがいいエコせっけん

港北区新吉田地区消費生活推進員は、毎年、「エコ」に関する活動をしており、その一環として、廃油からせっけんを作っています。

17名の推進員（現・旧）が集まり、けがをしないように気をつけて、和気あいあいと楽しく、1リットルの牛乳パック64本分ものせっけんを作ることができました。近隣の店舗にも協力をいただくことで、多量の廃油を集めることができました。作成してから約1か月後、完全に固まったらのこざりて切って完成です。

今回初めて参加した推進員は、最初、「廃油せっけん…？」という感じでしたが、使用したら汚れ落ちにビックリ！すっかり廃油せっけんのとりこです。切断するときに出る削りかすは“粉せっけん”として茶碗を洗ったり、洗濯に利用するなど、無駄がありません。

いらなくなった食用油をリサイクルしてできる「エコせっけん」を、多くの人に使ってもらい、汚れ落ちのよさを実感してもらえたらと思います。

【港北区新吉田地区消費生活推進員・築井さん発】





消費生活教室

	開催日	テーマ	講師	定員
①	1月27日(金) 13:30~15:30 (受付13:00) 参加費500円	お葬式の基礎知識と最新情報 ～その日のために 家族葬からペット葬まで～	消費生活コンサルタント 横山 美智子	66名
②	2月23日(木) 13:30~15:30 (受付13:00) 参加費 無料	エコ・省エネ 最新の家電製品事情 ～暮らしに役立ち 使いこなせるのか～	家電製品アドバイザー 畑中 正博	120名

【会場】①横浜市消費生活総合センター 5階・会議室3 ②港南区役所・別棟2階・会議室 【対象】横浜市在住・在勤・在学の方
 【交通】①市営地下鉄・京浜急行線「上大岡」駅下車 徒歩約3分 ②市営地下鉄「港南中央」駅下車 徒歩約2分
 【参加費】①500円 ②無料 【申込受付】①先着順受付中 ②事前申込不要。当日、先着順
 【申込方法】TELまたはFAXで *FAXの場合、(1)月日・テーマ、(2)居住区名、(3)お名前、(4)電話番号、(5)FAX番号
 をご記入の上、下記まで。なお、定員を超えた場合のみ、お断りのご連絡をします。
 【問合せ・申込み先】「消費生活教室」担当 TEL.845-5640 FAX.845-7720

食品表示・安全講座

	開催日	テーマ	講師	定員
①	1月24日(火) 13:30~15:30 (受付13:00)	特定保健用食品の上手な利用方法 ～生活習慣病と食生活～	財団法人日本健康・栄養食品協会 増山 明弘	66名
②	2月17日(金) 13:15~16:00 (受付12:45)	[1部] ビフォートーク 「食育について」 [2部] 映画上映 「未来の食卓」	フードコンサルタント サカイ優佳子 フランス映画 ＜2008年作・112分＞	381名

【会場】①横浜市消費生活総合センター5階・会議室3 ②港南区民文化センター「ひまわりの郷」ホール ゆめおおおか中央棟
 (ウイング上大岡)4階 【対象】横浜市在住・在勤・在学の方 【交通】市営地下鉄・京浜急行線「上大岡」駅下車 徒歩約3分
 【参加費】無料 【申込受付】①先着順受付中 ②1月11日(水)9:00～先着順受付
 【申込方法】①TELまたはFAXで ②TEL・FAX・Eメールのいずれかで *FAX・Eメールの場合、(1)月日・テーマ、
 (2)居住区名、(3)お名前、(4)電話番号、(5)FAX番号をご記入の上、下記まで。なお、定員を超えた場合のみ、お断りのご連絡を
 します。*②のみ、当日、抽選で参加者15名の方に、「米粉レシピ本」を贈呈します。
 【問合せ・申込み先】「食品表示・安全講座」担当 TEL.845-5640 FAX.845-7720
 Eメールアドレス: info@yokohama-consumer.or.jp



年末年始のご案内



横浜市消費生活総合センターでは、12月29日(木)から1月3日(火)まで休館日となります。

この間、消費生活相談、展示・情報資料室、会議室の貸し出しなどの業務をお休みさせていただきます。

新年は1月4日(水)より通常通り業務を行いますので、よろしくお祈りいたします。

若者110番を実施します

若者被害の早期解決を図るため、次のとおり特別相談を実施します。ぜひ、ご利用ください。

【日時】 1月26日(木)・27日(金)
両日とも9:00～18:00

*12:00～13:00は電話相談のみ

【相談方法】 電話・FAX・来所(要予約)

横浜市消費生活総合センター

TEL.845-6666 FAX.845-7720



物価に関する ◎県物価ダイヤル 県消費生活課 企画グループ TEL.312-1121(代)

お問い合わせは ◎総務省統計局 消費者物価指数 <http://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/index-z.htm>

横浜市消費生活総合センター

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 4F・5F TEL.045-845-5640 FAX.045-845-7720

作成：財団法人横浜市消費者協会(指定管理者) 発行日：毎月25日

横浜市消費生活総合センターホームページ <http://www.yokohama-consumer.or.jp>

センターホームページ/モバイル(携帯)版 <http://www.yokohama-consumer.or.jp/i/ind.html>

